

京都市告示第 3 7 7 号

京都市梅小路公園の指定管理者である財団法人京都市都市緑化協会から、京都市梅小路公園条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、供用しない日の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日

京都市長 門川 大作

期間	区分			供用しない日
平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日 (金)から 2 5 年 1 月 4 日 (金)まで	緑の館	和室及び茶室	変更後	月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで
		イベント室	現行	
	庭園			
	緑の館	その他の部分のうちレストランの部分	変更後	月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 3 0 日から同月 3 1 日まで

			現行	月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)